

緊急事態宣言発出に伴う対応についての（お知らせとお願い）

冠省

1月7日(木)に政府が「緊急事態宣言」を発出しました。このことにつきまして、保護者の皆さまに下記のお知らせとお願いがございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- ① 現時点での一斉休校が指示されることはありません。
※今まで以上に感染予防対策を徹底してまいります。
- ② 授業や行事、部活動等の内容や方法については、板橋区教育委員会の方針に従い変更や中止、制約を設ける場合があります。
※例1 授業時のグループによる話し合い活動・実験・実習の禁止。
例2 身体接触を伴う活動や歌唱・調理実習等の禁止。
例3 校外学習など公共交通機関を使用する活動の禁止。
例4 授業公開などの外部からの不特定多数の出入りを伴う活動の禁止。
- ③ お子さんが「感染者」「濃厚接触者」「PCR検査受検者」となった場合は、「欠席」ではなく「出席停止」となります。また、コロナ感染予防のためお子さんの登校を控えさせる場合も、同様の扱いです。
- ④ 以下の場合には事前に学校にご連絡・ご相談の上、無理に登校させずご家庭で様子を見たり、医療機関への相談・受診をお願い申し上げます。
 - (1) 微熱・咳・のどの痛み・頭痛・味覚障害等の症状がある場合。
 - (2) 同居のご家族に「感染者」「濃厚接触者」「PCR検査を受ける方」がいらっしゃる場合。
 - (3) その他、登校させるかどうか判断に迷った場合。
- ⑤ 家庭内感染が増加しています。ご家族でも「20時以降の不要不急の外出は控える」「会食は極力避ける」等のご配慮をお願い申し上げます。